

入札公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約である。

令和 3 年 7 月 20 日

京都府教育委員会

教育長 橋 本 幸 三

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称

令和 3 年度導入府立学校スマートスクール推進事業タブレット端末等の賃貸借業務

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 賃貸借期間

令和 3 年 11 月 1 日から令和 8 年 10 月 31 日まで

(4) 業務を行う場所

仕様書のとおり

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒600-8533 京都市下京区中堂寺命婦町 1 丁目 10 番地 京都産業大学むすびわざ館
内（4 階）

京都府教育庁指導部 I C T 教育推進課

電話番号 (075) 414-5693

ファクシミリ番号 (075) 414-5837

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間等

ア 交付期間

令和 3 年 7 月 20 日（火）から令和 3 年 8 月 20 日（金）まで（日曜日、土曜日、祝日及び休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（正午から午後 1 時までの間を除く。）とする。

イ 入手方法

(ア) 原則として、アの期間に、京都府教育委員会 (<http://www.kyoto-be.ne.jp/>)

ホームページの入札情報からダウンロードすること。

(イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間に、(1)の場所に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加することができない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。

ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者

イ 審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の属する年の4月1日をいう。以下同じ。）において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者

ウ 申請書又は添付書類に、故意に虚偽の事実を記載した者

エ 過去5年以内に当該業務と同種の業務を行ったことがない者

オ 納品後当該物品に係る保守、点検、修理その他のサービスを必要に応じて速やかに提供することができない者

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者

(ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団である者又は暴力団員がその経営に関与している者

(ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

(エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

キ 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属する者

(2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札において指名停止とされていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事

再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(4) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令が適用される令和 3 年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和 3 年京都府告示第 1 号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次のいずれかの業務種目に登録されているものであること。

ア 大分類「賃貸借」—小分類「コンピュータ機器」

イ 大分類「賃貸借」—小分類「その他」

(5) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

(6) この入札に示した業務を履行する能力があること。

5 一般競争入札参加資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、京都府教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

2の(2)のイに同じ。

(2) 提出方法

ア 持参により提出する場合

(1)の期間内に提出すること。

イ 郵送により提出する場合

(1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法により提出すること

(3) 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、物品又は役務の調達に係る競争入札の参加資格の審査等に関する要綱（昭和 58 年京都府告示第 375 号）に定める競争入札参加者の資格を有する者は「競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを提出することにより、アからエまで及びキの書類を省略することができる。

ア 法人にあつては商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）第 10 条第 1 項に規定する登記事項証明書の写し及び定款、個人にあつてはその者が制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法（明治 29 年法律第 89 号）第 17 条第 1 項の審判を受けた被補助人）でないことの証明書及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないことの証明書

イ 府税納税義務者にあつては、府税納税証明書

ウ 消費税及び地方消費税の納税証明書

エ 営業経歴書

- オ 営業実績調書
- カ 取引使用印鑑届
- キ 法人にあつては財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書等）、個人にあつては所得税の確定申告書の写し及び営業に必要な機械、工具、備品等の明細書並びに商品及び原材料の現在高調書
- ク 京都府の競争入札についての確約書
- ケ 権限を営業所長等に委任する場合には委任状

(4) 資料等の提出

申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(5) その他

- ア 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。
- イ 4の(4)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府総務部入札課
電話番号 (075) 414-5429

(イ) 提出書類

原則として、京都府ホームページ (<https://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>) からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和3年8月13日（金）午後5時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

6 参加資格を有する者の名簿への登載

資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、1の(1)の業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書を提出した者に文書で通知する。

8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日から令和4年3月31日までとする。

9 参加資格に係る変更届

申請書等を提出した者（6の名簿に登載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項

のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を教育長に届けなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 法人の所在地
- (3) 営業所等の名称又は所在地
- (4) 法人にあつては代表者の氏名、個人にあつてはその者の氏名
- (5) 取引使用印鑑

10 参加資格の承継

- (1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合については、それぞれに掲げる者（3及び4の（1）のアに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると教育長が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

- (2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他教育長が必要と認める書類を提出しなければならない。

- (3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

11 参加資格の取消し

- (1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

- (2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容若しくは数量等に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) (1) 又は (2) により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

12 入札手続等

(1) 入札期間及び開札の日時等

ア 入札書の提出期限、提出先等

(ア) 提出期限

郵送による場合は、一般競争入札参加資格確認通知書の受領日から令和 3 年 8 月 27 日 (金) まで (必着)

持参による場合は、一般競争入札参加資格確認通知書の受領日から開札時まで
に持参すること。

(イ) 提出先

〒600-8533 京都市下京区中堂寺命婦町 1 丁目 10 番地

京都産業大学むすびわざ館内 (4 階)

京都府教育庁指導部 I C T 教育推進課長

イ 開札日時

令和 3 年 8 月 31 日 (火) 午前 10 時

(2) 入札の方法

ア (1) のアの (ア) の期限までに、(1) のアの (イ) の提出先に、入札書を持参 (平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで (正午から午後 1 時までの間を除く。)) の間に持参するものとする。) 又は郵送 (郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるものとする。) により提出すること。

イ 再度入札については、入札説明書において指定する。

(3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1 の (1) に示す「令和 3 年度導入府立学校スマートスクール推進事業に係るタブレット端末等の貸借業務」の金額とし、入札書に記載する金額には、搬入費・環境設定費用等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に加わることができない。

ア 3に掲げる者及び4に掲げる資格のない者のした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

13 入札保証金

免除する。

14 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

15 契約保証金

免除する。

16 その他

(1) 1から15までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

17 Summary

(1) The nature and quantity of the product to be rented Equipment for tablets
for Kyoto Prefectural schools

(2) Bidding method

Paper bidding system

(3) Period for submission of application forms and attached documents for
qualification confirmation From 8:30 AM on Tuesday, July 20, 2021 to 5:15 PM on
Friday, August 20, 2021

(4) Deadline for bid submission by post

before 5:15 PM on Friday, August 27, 2021

ICT Education Promotion Division, Department of Guidance, Kyoto Prefectural

Board of Education

Kyoto Sangyo University Musubiwaza-kan Building 4F, 1-10 Chudoji Myobu-cho,
Shimogyo-ku, Kyoto-city, Kyoto, Japan

(5) Deadline for tender by direct delivery

10:00 AM on Tuesday, August 31, 2021

(6) The time, date and place for the opening of tender

10:00 AM on Tuesday, August 31, 2021

ICT Education Promotion Division, Department of Guidance, Kyoto Prefectural
Board of Education

Kyoto Sangyo University Musubiwaza-kan Building 4F, 1-10 Chudoji Myobu-cho,
Shimogyo-ku, Kyoto-city, Kyoto, Japan

(7) Contact point for the notice

ICT Education Promotion Division, Department of Guidance, Kyoto Prefectural
Board of Education

Kyoto Sangyo University Musubiwaza-kan Building 4F, 1-10 Chudoji Myobu-cho ,
Shimogyo-ku, Kyoto-city, Kyoto, 600-8533 Japan

TEL: (075) 414-5693 FAX: (075) 414-5837